

○ 栃木県低入札価格調査制度の調査基準価格設定等に関する運用について

令和元年9月30日付け監第158号

県土整備部長から部内各課長、各出先機関の長あて通知  
各部局長、教育長、県警本部長あて参考通知

標記の件について、栃木県低入札価格調査制度事務処理要領（以下、「要領」という。）第2条、第3条及び第6条の運用を下記のとおり定めたので通知します。

なお、平成29年8月3日付け監第132号「栃木県低入札価格調査制度の調査基準価格設定等に関する運用について」は廃止します。

記

1 適用工事及び適用業務委託（要領第2条関係）

土木電気通信設備工事、土木機械設備工事、下水道機械設備工事及び下水道電気設備工事は、要領第2条第1号①アの土木工事に含まれるものとする。

なお、建設コンサルタント業務と他の業務を合冊して発注する場合、2,000万円以上かどうかの判断は、建設コンサルタント業務と他の業務との比率等に関係なく合冊後の設計価格で行うものとする。

2 調査基準価格の設定

(1) 適用工事の調査基準価格の設定（要領第3条第1項第1号関係）

調査基準価格の算定にあたり、次表の「工事の種別」に掲げる工事の積算上の各費目については、「要領第3条でいう経費等の区分」の欄に示すとおりに区分するものとする。

工事の種別		要領第3条でいう経費等の区分			
		①直接工事費に区分するもの	②共通仮設費に区分するもの	③現場管理費に区分するもの	④一般管理費等に区分するもの
鋼橋上部工事	鋼橋製作工 (工場製作)	直接工事費	間接労務費	工場管理費	一般管理費等
土木電気通信設備工事	機器単体費 (工場製作)	直接製作費	間接労務費	工場管理費	一般管理費等
	工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 機器間接費	一般管理費等
土木機械設備工事	製作費	直接製作費	間接労務費	工場管理費 設計技術費	一般管理費等
	据付工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費等

工事の種別		要領第3条でいう経費等の区分			
		①直接工事費に区分するもの	②共通仮設費に区分するもの	③現場管理費に区分するもの	④一般管理費等に区分するもの
下水道機械設備工事	機器費	機器費×1/2	機器費×1/4	機器費×1/4	一般管理費等
	据付工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費等
下水道電気設備工事	機器費	機器費×1/2	機器費×1/5	機器費×1/5	機器費×1/10
	据付工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費等

なお、土木電気通信設備工事において機器単体費を、土木機械設備工事において製作費（製作原価に一般管理費を加えた額）を見積り等（積み上げ積算以外）により決定した場合、要領第3条でいう経費等の額は次のとおりとする。

- ① 直接工事費 = (機器単体費又は製作費) × 1 / 2
- ② 共通仮設費 = (機器単体費又は製作費) × 1 / 5
- ③ 現場管理費 = (機器単体費又は製作費) × 1 / 5
- ④ 一般管理費等 = (機器単体費又は製作費) × 1 / 10

ただし、表の「工事の種別」に掲げる工事において見積り等（積み上げ積算以外）により決定した場合、見積り内訳で直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に相当する額（割合）が明示されているときは、その額（割合）によるものとする。

(2) 適用業務委託の調査基準価格の設定（要領第3条第1項第2号関係）

建設コンサルタント業務と他の業務を合冊して発注する場合、調査基準価格の算定は、建設コンサルタント業務のみの積算を基準として行い他の業務分は含めないものとする。

(3) 「工事価格への積上費（請負率対象外）」が含まれる工事の調査基準価格の設定（要領第3の1の(1)関係）

「工事価格への積上費（請負率対象外）」が含まれる工事については、要領第3の1の(1)の規定に代えて次の規定を適用するものとする。

調査基準価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の8.7を乗じて得た額に満たない場合は10分の8.7を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額
- ② 共通仮設費の額
- ③ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
- ⑤ 工事価格への積上費（請負率対象外）の額

### 3 基本調査及び数値的判断基準（要領第6条関係）

(1) 基本調査の実施及び数値的判断基準の算定にあたり、2(1)の表の「工事の種別」に掲げる工事の積算上の各費目については、同表の「要領第3条でいう経費等の区分」の欄に示すとおりに区分するものものとする。

(2) 「工事価格への積上費（請負率対象外）」が含まれる工事の基本調査及び数値的判断基準の設定

「工事価格への積上費（請負率対象外）」が含まれる工事については、要領第6条の1の(5)の規定に代えて次の規定を適用するものとする。

入札価格が、次に掲げる額（円未満切り捨て）の①から⑤までの合計額から⑥を減じた額又は⑦から⑩までの合計額のいずれか低い額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。

- ① 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額
- ② 予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額
- ③ 予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等に10分の5.5を乗じて得た額
- ⑤ 工事価格への積上費（請負率対象外）の額
- ⑥ 予定価格算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額
- ⑦ 予定価格算定の基礎となった直接工事費に10分の9.5を乗じて得た額
- ⑧ 予定価格算定の基礎となった共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
- ⑨ 予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- ⑩ 予定価格算定の基礎となった一般管理費等に10分の5.5を乗じて得た額
- ⑪ 工事価格への積上費（請負率対象外）の額

### 4 その他

この運用は、令和元年10月1日から適用する。